

雇用保険労災指導協会だより

平成二十二年
冬季号

労働保険
事務組合 雇用保険労災指導協会

本 部 〒104-0045 東京都中央区築地 7-12-2

事務局 〒101-0021 東京都千代田区外神田 6-8-2

TEL03(5816)5463(代) FAX03(3836)2391

E-mail:koyo-rosai@nsr-office.com

業務案内

労働保険（雇用保険・労災保険）
に基づく諸業務、給付請求、労働
保険料徴収納付、その他事務指導



平成22年度3期労働保険料の納期です
指定期限までにお忘れになりませんようご納付お願い申し上げます



特別加入（事業主様の労災保険）・雇用保険のご加入もれはありませんか？

	労災保険	雇用保険
一般労働者 （正社員、パート アルバイト等）	 強制加入	 強制加入 ※適用除外あり （下記参照）
個人事業主 法人代表	 加入できる	 加入できない
個人事業主の親族 法人役員	（別途、特別加入のお申込みが 必要です。ご注意ください。）	 労働者性が強い方は 加入できる。 ※審査あり

*** 特別加入・雇用保険のご加入確認、お申込みは、当会までご連絡下さい。**

Q. 雇用保険に加入する方は？

A. 正社員、契約社員、パート、アルバイト、日雇い等、雇用形態のいかに問わず、以下の二つの要件に該当する労働者は加入の対象となります。

【雇用保険加入要件】

- ① 週の所定労働時間が20時間以上
- ② 31日以上継続して雇用を見込まれる

※ただし、65歳に達した日以後に新たに雇用される方、昼間学生、季節の事業に雇用される方、臨時内職的に雇用される方などは適用除外。詳しくは当会まで！



雇用保険は強制保険です。加入対象の方がいる場合は、速やかに加入しましょう。

最近、退職された方から失業保険の申込みがあり、雇用保険を強制設置するケースが増えています。その場合、保険料を遡って徴収されたり、複雑な手続きが必要となってしまう場合もございますので、入社・退社のご連絡はなるべくお早めをお願い致します。

法改正 ■雇用保険に未加入とされていた方も、事業主様から雇用保険料を天引きされていたことが給与明細等の書類により確認できれば、2年を超えて雇用保険の遡及適用が可能となりました。（22年10月1日より）

*** 雇用保険の給付につきましては、最終ページのフローチャートもご確認ください。**

法
改正

■22年10月より最低賃金が変わりました
→2ページ

Q. 雇用保険って、どんな保険？

A. 雇用保険には、生活の安定を図るため、就職の促進のための様々な給付があります。
ここでは、事業主様に代わって当協会が手続きを行っている給付を取り上げ、紹介します。

雇用保険

『被保険者期間』は、賃金支払日が11日以上あった月を、1ヶ月と数えます。



失業

■失業給付

【給付内容】

64歳までの方
賃金日額の50%～80%相当額が、90日分から最大360日分支給されます。

65歳以上の方
賃金日額の30日分もしくは50日分の一時金が支給されます。

【受給要件】

離職日以前2年間に被保険者期間が12ヶ月（倒産・解雇等により離職した方は離職日以前1年間に被保険者期間が6ヶ月）以上あること等

失業中の
所得の補償



従業員の解雇、整理に伴う労務トラブルを防ぎます。

育児

■育児休業給付

【給付内容】

育児休業開始から子が1才になるまで、1日につき賃金日額の50%相当額が支給されます。

【受給要件】

育児休業を開始した日の2年間に、被保険者期間が通算して12ヶ月以上あること等

【ポイント】

育児休業給付は、男女を問わず取得可能です。受給期間は一定の場合、1歳2ヶ月までまたは1歳6ヶ月まで延長できます。また、休業期間中の賃金の支払は必要ありません。

育児での
雇用継続



国が育児休業中の所得の一部を補償します。

60歳以上

■高齢雇用継続給付

【給付内容】

60歳時点で登録した賃金月額に比べ75%未満に低下した場合、最大で賃金月額の15%相当額が、最長で60歳から65歳までの5年間支給されます。

【受給要件】

60歳の誕生日前日において、一般被保険者であり、被保険者であった期間が通算して5年以上あること等

【ポイント】

60歳到達時点で受給資格を満たさなかった場合でも、65歳までの間に受給要件を満たせば受給が可能です。

高齢者の
雇用の継続



加齢に伴い賃金が低下した場合、不足分の一部を国が補います。

介護

■介護休業給付

【給付内容】

賃金日額の40%相当額が、最大で93日間支給されます。

【受給要件】

家族を介護する為に、介護休業を取得した一般被保険者であり、介護休業を開始した日の前2年間に、被保険者期間が通算して12ヶ月以上あること等

介護と仕事の
両立



家族の介護の為に失った所得の一部を国が補います。

育児休業給付・高齢雇用継続給付・介護休業給付のお手続きには、別途事務手数料をいただいております。ただし、併設の社会保険労務士事務所で顧問契約を結んでいるお客様には、無料で手続きをいたします。給付のお手続き、社会保険の手続きのご依頼は、当会までご連絡ください。